

平成28年 8月22日

事業主各位

和歌山県商工観光労働部  
労働政策課長  
(公印省略)  
和歌山労働局職業安定部  
職業安定課長  
(公印省略)

「きのくにもものづくり企業合同説明会」への参加について（ご案内）

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

和歌山県は、和歌山労働局と連携し、戦略産業分野に位置付けた「ロボット等加工・組立技術」、「医療・福祉」、「航空・宇宙」、「化学」、「食品・バイオ」、「日用品」分野を重点的に支援する「紀の国わかやま戦略的成長力強化分野雇用創造プロジェクト」に取り組んでいます。その中で、上記6分野に関連した「製造業」・「情報通信業」等の企業の皆様の人材確保を支援するために、「きのくにもものづくり企業合同説明会」を開催することとなりました。

つきましては、企業の皆様が求める人材確保のためにも是非、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

#### 記

1. 名 称 「きのくにもものづくり就職企業合同説明会」
2. 日 時 平成28年11月6日（日） 13:00～16:00
3. 会 場 和歌山ビッグ愛  
住所：和歌山市手平2-1-1 電話：073-435-5200
4. 開催内容 各社個別面談方式（各社の個別ブースを設けます。）
5. 対 象 者 製造業等への就職を考えている方  
※事前申込不要、入退場自由、参加無料
6. 主 催 和歌山県、和歌山労働局
7. 参加費用 無料（ただし、会場までの交通費等、参加にかかる諸費用は各自でご負担願います。）

## 8. 参加対象企業 30社程度

(1) 和歌山県内に本社又は事業所があり、県内で新たに採用予定のある「製造業」・「情報通信業」等の企業とする。

(2) 申込み受付順により決定しますが、一般求職者（既卒3年以内の者）を正社員（次の①～③以外の労働者）として採用予定のある事業所を優先する場合がありますので、ご了承ください。

※正社員とは以下の①～③以外の労働者となります。

### ①パートタイム労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所で働く正社員よりも短い労働者（実際の名称は問いません）

### ②非正規労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所で働く正社員と同等でありながら、職務内容・職務責任などが正社員と異なる雇用管理をされる者（例：準社員、嘱託社員、アルバイト等）

### ③派遣労働者

ア 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業の事業主に常用雇用労働者として雇用される派遣労働者（常用型派遣労働者）

イ 一般労働者派遣事業の事業主に常用雇用以外で雇用される派遣労働者（登録型派遣労働者）

9. 申込方法 「紀の国わかやま戦略的成長力強化分野雇用創造プロジェクト参加申込書」(※)と「きのくにものづくり企業合同説明会参加申込書」に記載の上、FAX 又はメールでお申込み下さい。

※参加申込書様式は、ホームページ「U I わかやま就職ガイド」（下記URL参照）からもダウンロード出来ます。

URL : <http://www.wakayama-uiturn.jp/>

(※)本企業合同説明会は厚生労働省の補助金を活用してプロジェクトの一環として実施しているため、事業の活用にあたり、プロジェクトへの参加について併せて協力をお願いしています。

申込先 和歌山県 商工観光労働部 労働政策課 坂本 宛

FAX : 073-422-5004 E-mail : [sakamoto\\_c0048@pref.wakayama.lg.jp](mailto:sakamoto_c0048@pref.wakayama.lg.jp)

受付開始日 平成28年 8月25日(木) 9:00～

締切日 平成28年 9月8日(木) 17:00【必着】

(ただし、参加予定企業数に達し次第締め切りますのでお早めにお申込み下さい。)

## 10. その他の留意事項

(1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合は申込が無効となりますのでご注意ください。

ア 8月25日9:00から9月8日17:00の受付期間外の申込

イ 締切日、申込先及び申込方法が守られないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 次に掲げる企業については参加することができません。

ア 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業

イ 労働関係法規等の法令に違反している企業

ウ 暴力団等の反社会的組織が経営し、若しくは経営に関与している企業、又は、同組織に対して  
資金、便宜等の供与を行っている企業

エ その他、主催者の信頼を損なうおそれのある企業

(3) 参加申込み後にキャンセルされた場合は、次回の参加をご遠慮いただくことがあります。

#### 1.1. お問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 商工観光労働部 労働政策課

担 当：坂本、下村

T E L：073-441-2807（直通）

F A X：073-422-5004 E-mail：[sakamoto\\_c0048@pref.wakayama.lg.jp](mailto:sakamoto_c0048@pref.wakayama.lg.jp)